

2013年9月21日に第318回月例会が開催されましたので、その概要をご紹介します。
大阪企業法務研究会幹事会

報告者：村島 正隆（島津製作所）

テーマ：共同開発契約に関する裁判例の検討ー"開発完成義務"の観点からー

報告者コメント：

企業間契約において結ばれることの多い契約類型の一つとして共同開発契約（あるいは共同研究契約）があり、契約書モデルやその解説に関する書籍も出回っている。しかし共同開発契約上、各当事者がそれぞれが分担する役割（開発）を完成させる義務を負っているのかについては議論も乏しく、また、契約書の作成・審査の実務においてもこの点明確に意識されていないように思われる。

そこで、共同開発契約に関連する紛争の裁判例のうち、開発の完成義務が問題となっていると思われるものを取り上げて検討し、企業法務実務の参考としたい。

報告の概要（見出し等）：

1. 共同開発契約

(1) 目的、内容

「共同開発契約とは、ある技術を開発するために、2社以上の企業が、ノウハウ、人材、資本などを互いに出しあい協力することを約する契約である。ライセンス契約では、すでに技術移転の対象となる対象技術が現存しているのに対し、共同開発契約では、その移転の対象となるものをこれから共同して開発せねばならず、その仮想の対象についての取引条件をあらかじめ定めておこうとするので、一般に共同開発契約の交渉は厄介で時間もかかる（藤田寿夫「共同開発契約における契約締結上の過失」知財管理 50巻6号827頁）。

共同開発契約においては、一般条項を除けば、(1)開発段階を規律する条項、及び(2)開発による成果の帰属及び当該成果の実施段階を規律する条項が規定される。そして、契約交渉において主にポイントなる条項は、①開発費用・役割の分担、②開発による成果の帰属、成果の実施方法、収益分配に関する条項である（大場規安「共同開発契約において成果を共有とする場合の問題点」東大法科大学院ローレビューvol. 2・51頁）。

共同開発契約が結ばれる理由は、研究開発にかかるコストの分担(リスク分散)、開発期間の短縮、自社技術の補強・拡大、新規分野への参入などである。

(2) 適用法 明文の規定なし

(3) 書式例に見る完成義務

1) 民間等との共同研究契約書(様式参考例)【国立学校における共同研究】共同研究契約

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20020329006/img/t20020329006_y0000002.pdf

- 2) 中島憲三「共同研究・開発の契約と実務」〔第2版〕民事法研究会 2006
- 3) 平成21年度文部科学省委託事業「産学官連携戦略展開プログラム」 柔軟且つ合理的な共同研究契約交渉を進めるための参考事例集の整備に関する調査研究報告書 芝浦工業大学 2010.3
- 4) 英文契約書例
報告者の経験上、各当事者が分担する開発の遂行について努力義務を明記するケースが多い。

2. 東京地裁平成10年12月21日判決 判例時報1681号121頁
(原告の主張) 完成義務違反を主張
→ (判決) 共同開発の本契約の成立を否定。契約締結上の過失の問題として処理

3. 東京地裁平成19年5月22日判決 判例時報1992号89頁
(原告の主張) ユーザーへの納入を前提として、自己の担当部分を完成義務を負う。
→ (判決) 開発を行ったうえ、製品として完成させることを合意した。

4. 東京地裁平成元年2月7日 判例時報1314号74頁
臨床試験の実施→ (判決) 被告担当の臨床試験を誠実に実施する義務

5. まとめ (今後の共同開発契約の審査・作成に向けて)

(1) 検討

(2) 結論

現在、実務上完成義務を意識した書きぶりをしていない。

→ 努力義務、開発失敗を想定した条項、リスク分担条項なども検討の意義がある。

以 上